

大町市軽自動車税の種別割の減免に関する要綱

○大町市軽自動車税の種別割の減免に関する要綱

平成28年11月8日

告示第203号

改正 令和2年11月11日告示第146号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大町市税条例(昭和59年条例第31号。以下「条例」という。)第89条及び第90条に規定する軽自動車税の種別割の減免(以下「減免」という。)の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益による減免の範囲)

第2条 条例第89条第1項に規定する軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 社会福祉法人が所有し、又は使用(当該社会福祉法人が納税義務者となる場合に限る。)する軽自動車等のうち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項の社会福祉事業の用に供するもの

(2) 社会福祉協議会が所有し、又は使用(当該社会福祉協議会が納税義務者となる場合に限る。)する軽自動車等のうち、定款に定められた公益事業に使用するもの

(3) 公益社団法人が所有し、又は使用(当該公益社団法人が納税義務者となる場合に限る。)する軽自動車等のうち、定款に定められた公益事業に使用するもの

(4) 公益財団法人が所有し、又は使用(当該公益財団法人が納税義務者となる場合に限る。)する軽自動車等のうち、定款に定められた公益事業に使用するもの

(5) 特定非営利活動法人が所有し、又は使用(当該特定非営利活動法人が納税義務者となる場合に限る。)する軽自動車等のうち、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項の特定非営利活動の用に供するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(減免に係る身体障害者等の範囲)

第3条 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者であって、別表第1の障がいの種類の欄に掲げる区分に応じ、同表の身体障害者手帳の欄に掲げる級別のいずれかに該当するもの

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者であって、別表第1の障がいの種類の欄に掲げる区分に応じ、同表の戦傷病者手帳の欄に掲げる級別のいずれかに該当するもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者であって、別表第2に該当するもの

(4) 長野県知事の定めるところにより交付される療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者であって、別表第2に該当するもの

大町市軽自動車税の種別割の減免に関する要綱

- 2 条例第90条第1項第1号に規定する年齢を判定する基準日は、当該年度の4月1日とする。
- 3 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者（以下「同一生計者」という。）が運転するものは、身体障害者等の通学、通院等のために使用している軽自動車等とする。
- 4 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者（以下「常時介護者」という。）が運転するものは、身体障害者等の通院等のために使用している軽自動車等とする。
- 5 条例第90条第1項第2号に規定する構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものは、車椅子の昇降装置若しくは固定装置を装着するなど、特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた軽自動車等で、身体障害者等以外の者の利用に供されることがないと認められるものとする。

（申請に係る添付書類）

第4条 条例第89条第2項に規定する減免を必要とする事由を証明する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 運転の記録管理簿（原則として賦課期日前3月間とする。）が確認できるものその他第2条に規定する減免の範囲に該当する使用実態が確認できるもの
 - (2) 自動車検査証の写し
- 2 同一生計者又は常時介護者が運転する場合において、申請書に添付する条例第90条第2項に規定する理由を証明する書類は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 通学、通所又は通勤に使用していることが確認できるもの
 - (2) 通院に使用していることが確認できるもの
 - (3) 生業に使用していることが確認できるもの
 - 3 条例第90条第3項に規定する軽自動車等の提示に代わると認める書類は、軽自動車等が身体障がい者等の利用に供するための構造となっていることが確認できる自動車検査証の写し、仕様書等とする。
 - 4 前3項に掲げる書類のほか、市長が特に必要があると認めるときは、その他の書類の添付を求めることができる。

（身体障害者等に対する減免申請の免除）

第5条 条例第90条第1項の規定による減免の適用については、同条第4項の規定の適用がない限り、同条第2項又は第3項の規定による申請書の提出をした年度の翌年度以降において、同項に規定する申請書の提出を免除するものとする。ただし、申請の内容に変更が生じた場合は、この限りでない。

（減免割合）

第6条 減免割合は、軽自動車税の種別割の全部とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

大町市軽自動車税の種別割の減免に関する要綱

附 則（令和2年11月11日告示第146号）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者に係る減免認定基準

手帳の種類並びに所有者及び運転者の区分	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
	本人が所有し、及び運転する場合。ただし、18歳未満は本人又は同一生計者が所有し、当該同一生計者が運転する場合	本人が所有し、同一生計者又は常時介護者が運転する場合	本人が所有し、及び運転する場合	本人が所有し、同一生計者又は常時介護者が運転する場合
障がいの種類				
視覚障害	1級から4級まで	1級から4級まで	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
平衡機能障害	3級	3級	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）		特別項症から第2項症まで（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
下肢不自由	1級から6級まで	1級から3級まで	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症まで
体幹不自由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級	
	移動	1級から6級まで	1級から3級まで	

大町市軽自動車税の種別割の減免に関する要綱

	機能				
心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで	
じん臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで	
呼吸器機能障害	1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで	
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで	
小腸機能障害	1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級まで	1級から3級まで			
肝臓機能障害	1級から3級まで	1級から3級まで	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで	

別表第2（第3条関係）

条例第90条第1項第1号に規定する精神障害者に係る減免認定基準

手帳の種類並びに所有者及び運転者の区分	精神保健福祉手帳			療育手帳		
	本人が所有し、運転する場合	本人又は同一生計者が所有し、生計同一者が運転する場合	本人が所有し、常時介護者が運転する場合	本人が所有し、運転する場合	本人又は同一生計者が所有し、生計同一者が運転する場合	本人が所有し、常時介護者が運転する場合
級別等	1級			療育手帳の総合判定がAに該当		